

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程
医療法人社団千授会 池野内科クリニック

第1条 池野内科クリニックが実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（「居宅療養管理指導等」とする）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は、要支援状態にある者に対し、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条

1. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、計画的に行う。
2. 自ら提供する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図る。
3. 指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者やその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等について指導、助言等を行う。
4. 指導の提供に当たっては、利用者やその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者やその家族に対して療養上必要な事項等について理解しやすいよう指導または助言を行う。
5. 指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合または居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、提供等に必要な情報提供または助言を行う。
6. 指導内容等の要点を診療録に記載する。

(事業所の名称等)

第4条 名称、所在地、電話番号及び事業所番号は次のとおりとする。

医療機関名 医療法人社団千授会 池野内科クリニック
所在地 石川県金沢市高柳町1の12番地1
電話番号 076-252-7100
事業者番号 1710121243

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第5条 従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：院長 管理者は、所属職員を指導監督し、適切な指導等が行なわれるよう総括する。
- (2) 医師：常勤1名、管理者と兼務
- (3) 職務内容：訪問診療等による療養管理指導及び居宅介護支援事業者等への情報提供
- (4) 事務職員：若干名

(居宅療養管理指導等のサービス提供日及び提供時間)

第6条 営業日及び営業時間は、下記の時間内で対応する。

月曜日～水曜日・金曜日 9時00分～18時30分

木曜日 9時00分～12時30分

土曜日 9時00分～16時30分

- (1) 上記の曜日が国民の祝日、12月30日～1月3日の場合は休診とする
- (2) 上記の曜日、時間で臨時休診する場合は、その都度掲示する
- (3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時等の往診についてはその都度対応できる体制とする

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業実施地域は金沢市である。

(利用料等)

第8条 指導を実施した利用者については、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。利用者負担額は、下記の通りとする。なお、法定代理 受領分以外の場合は介護保険報酬額の相当額を徴収する。

	在医総管・施設総管を算定する場合		
	1割負担	2割負担	3割負担
単一建物居住者数			
1人	299円	598円	897円
2～9人	287円	574円	861円
10人以上	260円	520円	780円

(衛生管理等)

第9条

1. 事業所は、従業員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに。事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。
2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施する。

(虐待防止に関する事項) 準備でき次第実施予定

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

準備でき次第実施予定

第11条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅療養管理指導（指定介護予防居宅療養管理指導）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該継続計画書に従い必要な措置を講じる。
2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画書について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施
3. する。
4. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

(身体拘束等の原則禁止)

第12条

1. 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（「身体拘束等」という）を行わない。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。

(苦情処理)

第13条 指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村や国保連合会の窓口を紹介する。苦情対応責任者は院長とする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条

1. 医療機関の医師及びその他の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。
2. 医療機関の職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. 指導を求められた場合、止むを得ない事情により指導の実施が困難な場合は、連携医療機関を紹介する等必要な対応を行う。
5. 指導実施の際、万が一事故が生じた場合は、医師賠償責任保険等により対応し、賠償する。
6. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団千授会 池野内科クリニックが別に定める。